

(資料 9) 平成 14 年度における安全衛生管理の状況

1. 安全衛生管理の体制

労働安全衛生法に基づき「衛生委員会」を開催し、職員の健康を保持増進するための諸事項について審議を行うとともに、「安全管理委員会」において化学物質等の保管・管理の一層の徹底を図った。

2. 健康管理

労働安全衛生法に基づき、雇入時健康診断、定期健康診断、有害業務従事者健康診断、有機溶剤等健康診断、特定化学物質等健康診断、電離放射線健康診断及び海外派遣労働者健康診断を実施したほか、希望者に胃がん検診、歯科検診を実施した。

また、職員の健康管理に資するため、毎月 2 回、産業医による診療室を開設するほか、新たに毎週 2 回、看護師による健康相談室を開設した。

さらに、職員のメンタルヘルス対策として、専門医療機関との契約により随時カウンセリングを受けることができる体制を整備するとともに、専門医による管理職員向けの講演会を実施した。

3. 作業環境測定の実施

労働安全衛生法に基づき、有機溶剤及び特定化学物質取扱い実験室並びに放射線管理区域内の放射性物質取扱作業室について、適正な作業環境を確保し、職員の健康を保持するため、作業環境測定機関による作業環境測定を実施した。

また、中央管理方式による空調設備のある一般事務室の室内環境についても、新たに測定を開始した。

4. 衛生管理者の所内巡視

労働安全衛生法に基づき、設備、作業方法等を確認し、職場環境の改善を図るため、衛生管理者の所内巡視を実施した。

5. 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施

放射線業務従事者に対し、外部講師を招聘し、関係法令の周知等を図り、放射線障害の発生を防止するため、教育訓練を実施した。

6. その他

その他、所内の安全管理のため、消防計画を維持するとともに、普通救命講習会を実施した。